



裁判官の付けているバッジ
なんだかコロナに似てないか？

なかったことにしたいのですか？

問われる日本の再審制度

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

東京都荒川区南千住1-5-9 6-302

<http://sobanokai.my.coccan.jp/>

日本の裁判は三審制です。1審（地方裁判所）

の判決に不満があれば、控訴でき、2審（高等裁判所）の判決に不満があれば上告でき、3審（最高裁判所）で判決が出ればそれで確定します。控訴や上告をしない場合（取り下げる場合も）では1審や2審の判決が確定判決になります。

では、確定した後に、その判決が間違っていたことがわかったらどうなるのでしょうか？何ができるのでしょうか？

確定判決を見直す手続きとして「再審」がありますが、再審の請求は、「開かずの門」とか「針の穴」とか呼ばれたりするように、認められることがほとんどないほど、大変困難な道になっています。

★袴田巖さんの場合

袴田巖さんは最高裁判決の後、死刑確定囚として長い年月を東京拘置所で過ごし、第二次再審請求で、2014年に静岡地裁で再審開始決定が出され、釈放はされたのですが、未だに再審は開始されていません。検察が審理を長引かせているからです。

今、刑事裁判での再審制度のあり方が、様々な場で問題にされています。

冤罪えんざいに苦しめられてきた当事者たちも交えた「再審法改正をめざす市民の会」が作られ、証拠の開示や検察が上訴することの禁止などを求めています。西日本新聞は『再審法改正を』地方動く、49市町村議会、証拠開示など求め意見書』と報道（5月17日）しています。

★再審請求中の死刑執行

とりわけ、死刑事件での再審の問題は深刻です。もちろん誤判があつてはならないのは、死刑事件に限ったことではありません。しかし、死刑の場合は執行がなされれば取返しがつきません。それなのに、刑事訴訟法「第四百四十二条 再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない」のです。実際、2017年から2019年までの3年間に死刑が執行された22人のうち、少なくとも15人が再審請求中でしたクライムインフォ「CrimeInfo」死刑確定者リストクライムインフォより。5月21日には「再審請求中の死刑執行を問う」オンラインセミナーが開かれました（その動画も公開されています）。

★再審の門が狭くなるのは

重大な死刑事件であるほど、再審の門はかたくなに閉ざされているように見えます。それは、死刑という「取返しつかない」刑罰を科してしまつたことへの司法の怖れの表われなのかもしれない。また、以前の判決が誤りだったと認めることは、先輩の裁判官の下した判断に異を唱えることですから、なおさら再審の門は狭くなりがちです。

誤判が「あつてはならないこと」だからと「なかったこと」にされてはなりません。むしろ「あつてはならないこと」だからこそ、「なかったこと」にしてはなりません。「あつてはならないこと」を隠蔽してしまうことが、冤罪を繰り返させるではありませんか。（一）